

4 容器包装に表示を求めます

原料原産地名を、容器包装に直接に表示することを原則とします。

しかし、原材料の産地が頻りに変わってしまうなど、容器包装への表示が極めて困難な場合は、その他の表示方法もできることとします。

例えば、消費者がホームページやファックス、電話等を利用して情報を受け取れる仕組みなどを整備し、容器包装にその問い合わせ先を明記することなどが考えられます。

また、販売事業者に対しても、製造事業者の協力を得て、どなたにも分かりやすい字の大きさで表示するなどの協力を求めています。



例外

名称 エビピラフ
 原材料名
 米
 たまねぎ
 にんじん
 エビ
 スイートコーン
 さやいんげん

原則

名称 エビピラフ
 原材料名
 米(国産)
 たまねぎ(米国産)
 にんじん(中国産)
 エビ(ベトナム産)
 スイートコーン
 さやいんげん

原料原産地の問い合わせ先

<http://www> ……………
 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (FAX)

調理冷凍食品の関連事業者が、原材料の情報をよりの確に把握して正確な表示を行うことで、食への信頼につながると考えます。

今後、東京都では、できるだけ早い時期に、東京都消費生活条例における告示を改正し、原料原産地表示の義務付けを実施する予定です。

なお、一定の経過措置期間を設けることにより、中小の製造事業者にも配慮する考えです。



問い合わせ先

東京都消費生活条例・告示等の改正手続に関するお問い合わせは

東京都生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課

電話 03-5388-3072

食品表示に関するお問い合わせは

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

電話 03-5320-4408

東京都は独自に 食品の原料原産地表示に 取り組みます

東京都消費生活対策審議会から 「食品の原料原産地表示のあり方について」答申が出ました

輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生したこともあり、加工食品に対する不安が高まる中で、食品の原材料の原産地を知りたいとの声が大きくなっています。

本来、食品の表示は、国の制度として整える必要がありますが、現状では、特に加工食品において、十分とはいえない状況にあります。

そのため、例えば、お弁当のおかずを選ぶときに、どのような商品を選択したらよいのか困ることがあるとの話も聞きます。

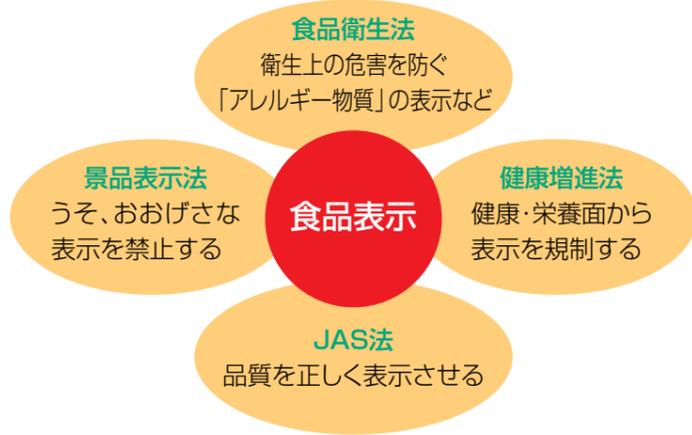
そこで、日常生活において、広く利用されている調理冷凍食品を、もっと安心して選択できるよう、東京都が、国内で製造された調理冷凍食品について、国に先駆けて原料原産地の表示を求めることとしました。

具体的な内容については、答申のポイントをご覧ください。



食品に関する表示の現状

食品表示に関する法律は、主なもので「4つ」あります。この中で、**食品の産地はどこか？**
どんな材料を使っているか？…
食品の品質にかかる表示は「JAS法」[※]で定めています。



※JAS法:「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」

JAS法による食品の主な表示は、以下のとおりです

- 農産物の表示概要**
表示事項: 「名称」「**原産地**」
- 水産物の表示概要**
表示事項: 「名称」「**原産地**」「解凍」「養殖」
- 畜産物の表示概要**
表示事項: 「名称」「**原産地**」
- 加工食品の表示概要**
表示事項: 「名称」「原材料名」「内容量」「消費期限または賞味期限」「保存方法」「製造業者等の氏名または名称及び住所」「**原料原産地名**」「**原産国名**」

事項	輸入品	国産品
名称	○	○
原材料名	○	○
内容量	○	○
消費期限または賞味期限	○	○
保存方法	○	○
製造業者等の氏名又は名称及び住所	○	○
原料原産地名	20食品群(※1)	○
	個別の品質表示基準で定める4品目	○
原料原産地名	それ以外の加工食品(調理冷凍食品を含む)	×
原産国名	○	—

※1: 原材料に占める「重量の割合が最も多い生鮮食品」で、かつ、「当該割合が50%以上」であるもの

輸入品には原産国名が表示されています

原料原産地表示が必要なもの

現状では、国内で製造された加工食品のうち原材料が生鮮食品に近い20食品群と個別の品質表示基準で規定されている4品目にのみ義務付けられています。

答申のポイント

答申の全文は、都のホームページ「暮らしWEB」
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>
でご覧いただけます。

1 調理冷凍食品に原料原産地の表示を義務付けます。

食品に対する安全、安心が揺らぐ原因となった加工食品が調理冷凍食品であること、調理冷凍食品は、調理が簡単で保存も利き、広く家庭の食卓で利用されていることなどを考慮し、国内で製造された調理冷凍食品に原料原産地表示を義務付けることとします。

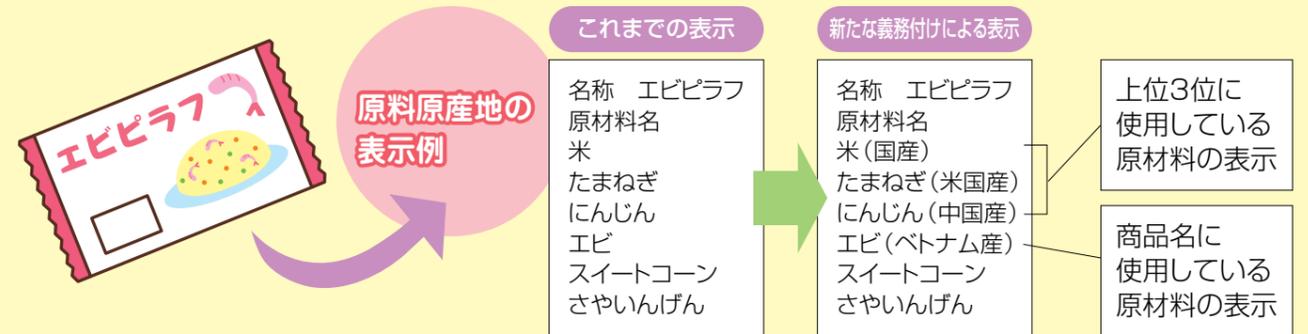
2 表示を求める原材料の範囲は以下のとおりです。

調理冷凍食品に使用されているすべての原材料の原産地について、表示することが理想と言えますが、限られたスペースに多くの情報を表示することは、物理的に困難です。また、原産地が頻繁に変更される原材料について、すべて表示することを製造業者に求めることは、合理的とは言えません。

そこで、その食品を特徴付ける主な原材料について、表示を求めることとしました。

具体的には、原材料の重量に占める割合が上位3位までのものであり、かつ、重量に占める割合が5パーセント以上のものです。

これに加え、例えば、「エビピラフ」のように、原材料である「エビ」を商品名に使用している場合には、上記の割合に関わらず、その原産地の表示を求めることとします。



3 調理冷凍食品において原産地表示を求める原材料の種類は、以下のとおりです

生鮮食品と生鮮食品に近い加工食品を、調理冷凍食品の原材料として使った場合に、東京都が独自に原産地表示を義務付けます。



JAS法では対象となっていない!!